

定 款 及 び 規 約

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会

一般社団法人日本ショッピングセンター協会定款

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本ショッピングセンター協会(英文名JAPAN COUNCIL OF SHOPPING CENTERS。略称「JCSC」)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ショッピングセンターの健全な発展を通じて、同一施設内における多種の小売商業等の総合的な振興を図るとともに、地域消費生活の効率化に寄与し、もって経済の均衡ある発展と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ショッピングセンターに関する調査
- (2) 地域社会経済における適切なショッピングセンターの研究
- (3) ショッピングセンターに係る指導及び教育
- (4) ショッピングセンターに関する広報
- (5) ショッピングセンターに係る行政施策の実施に対する協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

2 正会員は、第一種正会員及び第二種正会員とする。

- 3 第一種正会員は、現にショッピングセンターを所有し、開発し又は管理するもの及び今後所有し、開発し又は管理しようとするものとする。
- 4 第二種正会員は、現にショッピングセンターにおいて小売業(飲食業を含む。)、サービス業そのほか消費者に利便を提供することを業として営むもの及び今後営もうとするものとする。
- 5 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
- 6 会員の種別に関する必要な事項は、総会の決議を得て定める。

(入会)

- 第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書等を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する 1 名(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、1か月前に別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、やむを得ない事由があるときには、即時退会ができるものとする。

(除名)

- 第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するにいたったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 会費を 6 ヶ月支払わなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散、もしくは破産したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免

れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事の副会長が理事会を招集する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 総会の招集通知は、会日の2週間前までに各会員に対して発するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

2 会長が出席できないときは、代表理事の副会長が議長となる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項及びこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

- 第 19 条 総会に出席しない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会の前日までに本会に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 書面若しくは電磁的方法により議決権を行使する場合は、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の前日までに当該記録をした議決権行使書面を本会に提出若しくは提供しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 3 項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

- 第 20 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数(議決権委任者を含む。)
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 40名以上

(2)監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とし、1名以上5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長、及び副会長のうちの1名をもって一般社団・財団法人法に規定する代表理事とし、代表理事以外の副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選任された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては10名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事の副会長がその職務を代行するものとする。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。
- 4 追加で選任された理事の任期は、他の現任者の任期の終了するときまでとする。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 6 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任したのちも、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法 113 条で定める最低限度額とする。

(相談役・顧問)

第 30 条 この法人は、相談役 5 名以内及び顧問 5 名以内を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第 26 条第 1 項の規定は、相談役及び顧問について準用する。
- 6 相談役及び顧問は、無報酬とする。但し、その職務を執行するために要した費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、及び副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定めた事項

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事の副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が出席できないときは、代表理事の副会長が議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、備え置くものとする。

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剩余金の処分制限)

第 42 条 この法人は、剩余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 支部

(支部)

- 第 45 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を得て、支部を設けることができる。
- 2 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て定める。

第 11 章 委員会

(委員会)

- 第 46 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を得て、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て定める。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

- 第 47 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。
- 2 事務局長の任免は、理事会の決議を得て、会長が行う。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を得て定める。

(実施細則)

- 第 48 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を得て定める。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、会長 越村敏昭、副会長 村上教行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人日本ショッピングセンター協会規約

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
一部改正 平成 24 年 7 月 25 日

第 1 章 総則

(協会規約)

第 1 条 一般社団法人日本ショッピングセンター協会定款(以下「定款」という。)第 48 条の規定に基づき一般社団法人日本ショッピングセンター協会規約(以下「規約」という。)を定める。

(用語の意義)

第 2 条 規約において、「ショッピングセンター」とは、別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 会員

(種別)

第 3 条 定款第 5 条の会員の種別に関して、会員は、理事会の承認を得て、会員の種別を変更できるものとする。

(入会申込書)

第 4 条 定款第 6 条第 1 項の入会申込書の様式は、別表第 2 のとおりとする。

(会員代表者変更届)

第 5 条 定款第 6 条第 3 項の会員代表者変更届の様式は、別表第 3 のとおりとする。

(入会金及び会費)

第 6 条 定款第 7 条第 1 項の総会において定める入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費の額は、別表第 4 のとおりとする。
- (2) 本会は、定款第 6 条第 1 項の規定により、入会が理事会で承認されたときは、遅滞なくその旨を、納入すべき入会金及び会費の額そのほか入会に関して必要な事項とともに、申込者に通知するものとする。
- (3) 前号の通知を受けた申込者は、ただちに入会金及び会費を納入しなければならない。
- (4) 入会金は、その全額を一時に納入しなければならない。
- (5) 会費は、当該事業年度分をその事業年度開始までに納入しなければならない。
- (6) 当該事業年度の開始後に入会した会員は、前号の規定にかかわらず、入会した月からその事業年度が終了するまでの月数に相当する額を全額納入するものとする。

- (7) 入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に振り込むものとする。
- (8) 規約第3条の規定により、種別の変更を承認された会員は、変更後の会員として納入すべき入会金及び会費の額に不足額があるときは、その額を納入しなければならない。

(退会届)

第7条 定款第8条の退会届の様式は、別表第5のとおりとする。

第3章 役員

(選任)

第8条 定款第23条に定める役員の選任については、次のとおりとする。

- (1) 理事は、その過半数が第一種正会員であること。
- (2) 監事は、1人が第一種正会員であること。
- (3) 会長は、正会員又は学識経験者であること。
- (4) 副会長は、正会員又は学識経験者であること。
- (5) 専務理事及び常務理事は、会員又は会員外の学識経験者であること。

第4章 支部

(支部)

第9条 定款第45条第2項に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 支部の支部長は、支部の地域に本社を有する正会員のうちから、会長が委嘱する。
- (2) 副支部長及び運営委員は、支部長が委嘱する。
- (3) 支部長、副支部長、運営委員をもって支部の役員とする。
- (4) 支部長は支部を代表し、支部業務を統括し、支部会議を招集する。
- (5) 支部長は理事会に出席し、支部の事業に関し、その状況を報告する。
- (6) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の業務を代行する。
- (7) 役員の任期については、定款第26条第1項の規定を準用する。
- (8) その他、運営に関して必要な事項は理事会の決議を得て別途定める。

第5章 委員会

(委員会)

第10条 定款第46条第3項に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の委員長は、会長が任命し、委員は、委員長が推薦する者の中から会長が委嘱する。
- (2) 委員会には、必要に応じて副委員長をおくことができる。副委員長は会長の承認を得て、委員長が指名する。

- (3) 委員長は、委員会の議事を総括する。副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 委員長は理事会に出席し、委員会の事業に関し、その状況を報告する。
- (5) 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。
- (6) 小委員会の委員は、当該委員会の委員のうちから、その委員会が選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、当該小委員会の目的とする事項について、専門的な学識経験を有する者を委員に選任することを妨げない。
- (7) 委員の任期については、定款第 26 条第 1 項の規定を準用する。
- (8) その他、運営に関して必要な事項は理事会の決議を得て別途定める。

(企画会議)

第 11 条 各委員会の総合調整、及び理事会付議事項の事前審議のための総括的な委員会として企画会議を置く。

- (1) 企画会議の委員は、各委員会委員長の全員及び理事、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- (2) 企画会議の議長は会長がつとめ、会議は議長が召集する。
- (3) 会長が出席できない場合は、副会長が議長をつとめる。
- (4) 委員の任期については、定款第 26 条第 1 項の規定を準用する。
- (5) その他、運営に関して必要な事項は会長が別途定める。

附　則（平成 24 年 4 月 1 日）

この協会規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附　則（平成 24 年 7 月 25 日）

この協会規約は、定款の附則第 1 項に規定する日からこれを実施する。

別表第1

わが国「ショッピングセンター」の定義

ショッピングセンターとは、一つの単位として計画、開発、所有、管理運営される商業・サービス施設の集合体で、駐車場を備えるものをいう。

その立地、規模、構成に応じて、選択の多様性、利便性、快適性、娛樂性等を提供するなど、生活者ニーズに応えるコミュニティ施設として都市機能の一翼を担うものである。

* 取扱基準

ショッピングセンターは、ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えることを必要とする。

- ① 小売業の店舗面積は、1,500平方メートル以上であること。
- ② キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること。
- ③ キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80パーセント程度を超えないこと。ただし、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上である場合は、この限りではない。
- ④ テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること。

入会申込書

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

会長 清野智殿

年 月 日

貴協会の趣旨に賛同し、 年 月より入会いたします。

会員種別	<input type="checkbox"/> 第一種正会員 <input type="checkbox"/> 第二種正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員			会費(年額) 円	
企業情報	ふりがな 名 称				会社印
	代表者 役職名		ふりがな 氏 名		
	所在地	〒			
		電話	FAX番号		
	URL				
協会情報	会員 代表者 役職名			ふりがな 氏 名	
	会員代 表者連 絡先	〒			
		電話	FAX番号		
	窓口 担当者	部署名		ふりがな 氏 名	
		役職名			
窓口 連絡先	〒				
	電話	FAX番号			
	E-mail				

- 注) 1. 会員の種別に「✓」印をつけてください。
 2. 会員代表者とは、当協会に対してその権利行使する方です。法人代表者と同じ場合は、「同上」とご記入ください。
 3. 窓口担当者とは、協会から郵便物・電話などすべての連絡窓口をしていただく方です。
 4. 連絡先は窓口の方の連絡先です。E-mailアドレスは必ずご記入ください。
 *入会申込書とあわせ、会社概要をお送りください。

■ご入会にあたり、当協会をご紹介していただいた方がいらっしゃいましたら、下記にご記入ください。

ご紹介者	企業名	
	氏名	

会員代表者変更届

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

会長 清野智殿

平成 年 月 日

平成 年 月 日付で、下記のとおり会員代表者を変更したく、届け出いたします。

会社名 _____

連絡者名 _____

TEL _____

会員 代表者	役職名	氏名(フリガナ)	
	現		
	新		
会員代表者 連絡先	住所〒		
	電話番号	FAX	
E-mail:	@	URL: http://	
(フリガナ) 会社名	旧		
	新		
窓口 連絡先	部署名	役職名	氏名(フリガナ)
	旧		
	新		
	新住所〒		
電話番号	FAX		
E-mail:	@	URL: http://	

*会員代表者変更の場合は太線枠内、会員代表者の変更以外は細線枠内にご記入ください。

入会規約

1. 会員の種類（定款第5条）

正会員	第一種	ディベロッパー	現にショッピングセンターを所有し、開発し又は管理するもの及び今後所有し、開発し又は管理しようとするもの
	第二種	テナント	現にショッピングセンターにおいて小売業（飲食店業を含む）、サービス業そのほか消費者に利便を提供することを業として営むもの及び今後営もうとするもの
賛助会員（関連企業・団体・個人）		本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの	

2. 入会金及び会費

会員の種類		資格区分	入会金	年会費
正会員	第一種	当該SC総面積5,000m ² 未満（ただし、6大都市に本社（本部）を置く法人等を除く）	3万円	9万円
		当該SC総面積10,000m ² 未満	3万円	24万円
		当該SC総面積10,000m ² 以上 50,000m ² 未満	3万円	33万円
		当該SC総面積50,000m ² 以上	3万円	45万円
	第二種	店舗数10店未満の法人等	1万円	4万2千円
		店舗数10店以上の法人等	1万円	7万8千円
		店舗数50店以上の法人等	1万円	9万円
		店舗数100店以上の法人等	1万円	12万6千円
賛助会員	法人	本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人等	3万円	24万円
		地方自治体、商工会議所、商工会、商店街、テナント会	なし	12万円
	個人	SC経営士※1	なし	1万2千円
		大学・専門学校関係（教授、講師などSC研究者）※2	なし	2万円
		会友（協会理事、専門委員会委員、支部運営委員のいずれかを経験したことがある者）※3	なし	2万円

- * SC面積とは、一般に通路を含み、SC内の物品販売業、飲食業、サービス業等、売場に供しているすべての面積をいいます。同一敷地内にあってSC来店客が利用可能な公共性の強い諸施設の面積も含みます。
- * 入会金は全額を一括してお支払いいただきます（協会規約 第6条第4項）。
- * すでに納入された入会金・会費はご返還できません（定款第11条）。
- * 会費は当該事業年度分をその事業年度開始までにお支払いください（協会規約第6条 第5項）。
- * 事業年度開始後ご入会いただいた場合は、入会金をお支払いいただいた月から、その事業年度が終了するまでの間における月数に相当する額をお支払いいただきます（協会規約 第6条第6項）。
- * 協会「定款及び規約」をご入用の方はご連絡ください。Webサイトからもご覧いただけます。

http://www.jcsc.or.jp/outline/pdf/01_teikan.pdf

※1 SC経営士になるためには、当協会が実施するSC経営士試験に合格し、登録することが必要です。
詳細は協会Webサイトをご覧ください。

※2 大学・専門学校関係会員の場合は、会員の紹介もしくは推薦が必要となる場合があります。

※3 会友会員の場合は、この他に協会事業への貢献者も該当するが、入会前に会員委員会での承認が必要となります。

別表第 5

退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会 長 清 野 智 殿

下記の理由により、平成 年 月 日から、一般社団法人日本ショッピングセンター協会を退会させていただきたく、届け出いたします。

名 称

代 表 者
役職名・氏名

印

[理 由]